

【オンラインシンポジウム】

性犯罪被害者のために何が必要か、何ができるか (再び)

【あいさつと趣旨説明】

田村 正博

社会安全・警察学研究所 所長

京都産業大学法学部 教授

本日は皆さま大変お忙しい中、このシンポジウムにご参加いただき、誠にありがとうございます。私は京都産業大学社会安全・警察学研究所長の田村と申します。

私たちの研究所ではこれまで、さまざまなテーマでシンポジウムを開催してきました。一昨年（令和2年）の2月には「性犯罪被害者のために何が必要か、何ができるか」と題したシンポジウムを京都市内で開催しました。小西聖子先生から「性暴力被害者の現状と課題——精神医学的、心理学的視点から——」と題した基調講演をしていただき、松浦賢長先生から「福岡県性暴力根絶条例の具体化について」、片岡笑美子先生から「病院拠点型ワンストップ支援センターの意義——多機関多職種の連携を中心に——」と題した講演をしていただきました。性犯罪被害者に注目が集まる中で大変時宜を得たテーマだと思っていたのですが、その後に性犯罪・性暴力対策の強化の方針が関係府省会議で決定され、福岡県性暴力根絶条例が施行され、また刑事法の分野では昨年10月から法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会での論議が開始されるという、大変大きな動きがありました。そこで、前回と同じく小西先生・松浦先生・片岡先生にもう一度ご登壇いただき、「性犯罪被害者のために何が必要か、何ができるか（再び）」と題してシンポジウムを開催することとしたわけです。

大変お忙しい中、再びご登壇いただきました先生方には心から感謝を申し上げます。本日のシンポジウムには、北は北海道から南は九州・沖縄まで文字どおり全国から、さらには韓国からの方も含めて、300人を超える方のご登録をいただきました。二百数十人の方に現時点で参加いただいています。警察関係の方、性暴力被害者支援センターをはじめとする被害者支援団体の方、児童相談所などの福祉関係の方、医療関係の方、メディア関係の方、弁護士・研究者の方など、さまざまな機関・職種の方々に参加いただきました。本当にありがとうございます。御礼申し上げます。

このシンポジウムの進行について、まず小西先生から「性犯罪に関する議論と課題——法律改正と精神医学・心理学——」と題したご講演をいただきます。言うまでもなく、小西先生は日本における犯罪被害者に関する精神医学・心理学の第一人者の方でいらっしゃいますし、また法制審議会のご議論にも参加されている先生でいらっしゃいます。続きまして、松浦賢長先生から「性被害防止教育・性教育から考える被害者支援の糸口」と題したご講演をいただきます。松浦先生は福岡県立大学理事・教授でいらっしゃいますとともに、福岡県の性暴力対策会議の座長を務めていらっしゃいます。全国で先んじてつくられた条例の実情に関して、有益なご講演をいただけると期待しています。それから、片岡笑美子先生から「社会で支える性暴力被害者支援の未来——人づくり・場づくり・チームづくりで悪循環を断ち切る——」と題したご講演をいただきます。片岡先生は現在、日本フォレンジックヒューマンケアセンターの会長を務めていらっしゃいます。日赤なごやなごみで被害者支援にずっと当たってこられ、現在は日本フォレンジックヒューマンケアセンターを立ち上げて、被害者のための活動を実施されています。現場での有益な知見をいただけるものと思っています。小西先生の後に当研究所の増井准教授からコメント、そして松浦先生・片岡先生の後に当研究所の新准教授からコメントを

述べさせていただきます。

その後、若干の休憩を挟みまして、皆さまから Q & A に書いていただきましたご質問に対して、出席者からの説明をすることとなります。シンポジウムは参加者の皆さまのご質問・ご意見を受けたディスカッションによって初めて成立するものです。皆さま方の積極的なご参加があってこそこのシンポジウムです。聞いてみたいこと、あるいは自分たちの経験でぜひこれは言っておきたいということがありましたら、積極的に Q & A にお書きください。講演者の方々と、そして一般参加者の皆さまの積極的なご参加を得て、このシンポジウムが実り多きものになる、すなわち、被害者のための知見が集まり、そして共有されることを心から願って、開会に当たってのあいさつとします。よろしく申し上げます。